

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 10 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	5
国勢調査（平成26年承認）（総務省）	5
3 一般統計調査の承認	6
医薬品・医療機器産業実態調査（平成26年承認）（厚生労働省）	6
雇用均等基本調査（平成26年承認）（厚生労働省）	8
水産物流通調査（平成26年承認）（農林水産省・水産庁）	11
食品産業企業設備投資動向調査（平成26年承認）（農林水産省）	13
情報処理実態調査（平成26年承認）（経済産業省）	15
空家実態調査（平成26年承認）（国土交通省）	16
無医地区等調査（平成26年承認）（厚生労働省）	17
無歯科医地区等調査（平成26年承認）（厚生労働省）	18
4 届出統計調査の受理	19
(1) 新規	19
消費生活に関する県民意識調査（平成26年届出）（鳥取県）	19
ものづくり中小企業の立地戦略に関する調査（平成26年届出）（東京都）	20
産前・産後ケアに関するアンケート調査（平成26年届出）（鳥取県）	21
女性活躍加速化アンケート調査（平成26年届出）（鳥取県）	22
北九州市八幡西区黒崎地区における横断歩道橋利用状況調査（平成26年届出）（北九州市）	23
ファッション産業における中小企業の海外展開に関する調査（平成26年届出）（東京都）	24
伝統工芸品産業における中小企業の海外展開に関する調査（平成26年届出）（東京都）	25
若い世代の生活と意識に関するアンケート調査（平成26年届出）（京都府）	27
児童虐待事例調査（平成26年届出）（奈良県）	28
平成26年度福岡市女性労働実態調査（平成26年届出）（福岡市）	29

U・Iターン意識調査（平成26年届出）（北九州市）	30
北九州市内の風力発電関連機器製造拠点を有する企業へのアンケート調査（平成26年届出）（北九州市）	32
東田地区歩行者横断に関するアンケート（平成26年届出）（北九州市）	33
消費者行政に関する県民意識調査（平成26年届出）（佐賀県）	34
栃木県訪県外国人動向調査（平成26年届出）（栃木県）	35
県内中小企業等における女性の活躍実態調査（平成26年届出）（千葉県）	36
大阪湾ベイエリア製造事業所実態調査（平成26年届出）（兵庫県）	37
産業労働計画策定基礎調査（平成26年届出）（愛知県）	38
消費者教育に関する教育機関への実態調査（平成26年届出）（鳥取県）	39
鳥取県に関するイメージ調査（平成26年届出）（鳥取県）	40
(2) 変更	41
青森県ひとり親世帯等実態調査（平成26年届出 2回目）（青森県）	41
産業廃棄物経年変化実態調査（平成26年届出）（東京都）	42
大気汚染物質排出量総合調査（平成26年届出）（広島市）	44
県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査（平成26年届出）（鳥取県）	45
県民栄養調査（身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査）（平成26年届出）（山梨県）	46
中小企業景況調査（平成26年届出 2回目）（愛知県）	48
都内外資系企業基礎調査（平成26年届出 2回目）（東京都）	49

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。

- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国勢調査	総務大臣	<p>承認事項の変更 報告を求める事項 居住状況に関し「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を追加等 報告を求めるために用いる方法 オンライン調査を全国展開するとともに、スマートフォンにも対応するオンライン調査システムを構築する。 また、紙の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式（オンライン先行方式）により、調査を実施する。 さらに、報告者から調査員への調査票の提出方法に関し、調査票を封筒に入れ密封した形で提出する全封入方式から、封入するか否かは報告者の判断に委ねる任意封入方式に変更する。等 調査結果の公表期日の早期化 調査実施から結果の公表までの期間を前回調査では、3年1か月であったものを2年3か月に早期化 等</p>	H26.10.23

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.10.1	医薬品・医療機器産業実態調査	厚生労働大臣
H26.10.3	雇用均等基本調査	厚生労働大臣
H26.10.6	水産物流通調査	農林水産大臣
H26.10.9	食品産業企業設備投資動向調査	農林水産大臣
H26.10.23	情報処理実態調査	経済産業大臣
H26.10.23	空家実態調査	国土交通大臣
H26.10.27	無医地区等調査	厚生労働大臣
H26.10.27	無歯科医地区等調査	厚生労働大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.10.2	消費生活に関する県民意識調査	鳥 取 県 知 事
H26.10.6	ものづくり中小企業の立地戦略に関する調査	東 京 都 知 事
H26.10.6	産前・産後ケアに関するアンケート調査	鳥 取 県 知 事
H26.10.6	女性活躍加速化アンケート調査	鳥 取 県 知 事
H26.10.6	北九州市八幡西区黒崎地区における横断歩道橋利用状況調査	北 九 州 市 長
H26.10.7	ファッション産業における中小企業の海外展開に関する調査	東 京 都 知 事
H26.10.7	伝統工芸品産業における中小企業の海外展開に関する調査	東 京 都 知 事
H26.10.7	若い世代の生活と意識に関するアンケート調査	京 都 府 知 事
H26.10.10	児童虐待事例調査	奈 良 県 知 事
H26.10.10	平成26年度福岡市女性労働実態調査	福 岡 市 長
H26.10.14	U・Iターン意識調査	北 九 州 市 長
H26.10.14	北九州市内の風力発電関連機器製造拠点を持つ企業へのアンケート調査	北 九 州 市 長
H26.10.17	東田地区歩行者横断に関するアンケート	北 九 州 市 長
H26.10.20	消費者行政に関する県民意識調査	佐 賀 県 知 事
H26.10.21	栃木県訪県外国人動向調査	栃 木 県 知 事
H26.10.21	県内中小企業等における女性の活躍実態調査	千 葉 県 知 事
H26.10.27	大阪湾ベイエリア製造事業所実態調査	兵 庫 県 知 事
H26.10.29	産業労働計画策定基礎調査	愛 知 県 知 事
H26.10.30	消費者教育に関する教育機関への実態調査	鳥 取 県 知 事
H26.10.30	鳥取県に関するイメージ調査	鳥 取 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.10.6	青森県ひとり親世帯等実態調査	青 森 県 知 事
H26.10.6	産業廃棄物経年変化実態調査	東 京 都 知 事
H26.10.14	大気汚染物質排出量総合調査	広 島 市 長
H26.10.17	県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査	鳥 取 県 知 事
H26.10.21	県民栄養調査（身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査）	山 梨 県 知 事
H26.10.22	中小企業景況調査	愛 知 県 知 事
H26.10.28	都内外資系企業基礎調査	東 京 都 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 国勢調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月23日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 国勢調査 調査票

【公表】 インターネットへの掲載又は結果表を閲覧に供する方法（集計区分に応じ、集計の完了したもから順次公表）官報に公示（人口速報集計による全国・都道府県・市区町村別の人口総数：調査実施年の翌年2月末まで、人口等基本集計による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数：調査実施年の翌年10月末まで）

【調査票名】 1 - 国勢調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国（総務省令で定める島を除く）（単位）世帯（属性）本邦に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）

【調査方法】 （選定）全数（客体数）128000000（約5200万世帯）（配布）調査員（収集）調査員・郵送・オンライン（記入）併用（把握時）調査実施年の10月1日午前零時現在（系統）総務省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員 - 調査員（又は民間事業者） - 世帯

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）調査実施年の9月10日～10月20日

【調査事項】 ア．氏名、イ．男女の別、ウ．出生の年月、エ．世帯主との続柄、オ．配偶の関係、カ．国籍、キ．現在の住居における居住期間、ク．5年前の住居の所在地、ケ．在学、卒業等教育の状況、コ．就業状態、サ．所属の事業所の名称及び事業の種類、シ．仕事の種類、ス．従業上の地位、セ．従業地又は通学地、ソ．従業地又は通学地までの利用交通手段、タ．世帯の種類、チ．世帯員の数、ツ．住居の種類、テ．住宅の床面積、ト．住宅の建て方（タ「世帯の種類」及びト「住宅の建て方」については、調査員による他計報告（オンライン調査システムを利用して報告する場合を除く。）

一般統計調査の承認

【調査名】 医薬品・医療機器産業実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月1日

【実施機関】 厚生労働省医政局経済課

【目的】 本調査は、医薬品製造販売業及び卸売業並びに医療機器製造販売業及び卸売業の経営実態等を把握し、医薬品産業及び医療機器産業の健全な発展に必要な施策を講ずるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 医薬品製造販売業調査票 2 - 医薬品卸売業調査票 3 - 医療機器製造販売業調査票 4 - 医療機器卸売業調査票

【公表】 「調査結果報告書」及びHPにて公表（調査年翌年3月）

【調査票名】 1 - 医薬品製造販売業調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）調査年3月31日現在において、日本製薬団体連合会の業態別14団体に所属し、かつ薬事法の規定に基づき医薬品の製造販売業の許可を受けて医薬品を製造販売する企業（抽出枠）日本製薬団体連合会の業態別14団体の所属企業会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）456 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査年前年度決算期末 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査年10月

【調査事項】 1. 会社の概要 （1）資本金、（2）資本金上の区分、（3）従業員の状況、2. 経営成績及び財政状態 （1）損益計算書項目及び貸借対照表項目、（2）セグメント情報、3. 研究開発費及び設備投資 （1）医薬品事業に係る研究開発費、（2）医薬品事業に係る設備投資、4. パイプラインの状況、5. 後発医薬品のある先発医薬品の売上高、6. 販売先別の医療用医薬品売上高、7. 事業継続計画 （1）事業継続計画の策定、（2）事業継続計画の内容

【調査票名】 2 - 医薬品卸売業調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）調査年3月31日現在において、（一社）日本医薬品卸業連合会及び（一社）日本ジェネリック医薬品販社協会に所属し、かつ薬事法の規定に基づき医薬品の卸売販売業の許可を受けて医薬品を販売する企業（抽出枠）（一社）日本医薬品卸業連合会及び（一社）日本ジェネリック医薬品販社協会の所属企業会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）170 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査年前年度決算期末 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査年10月

【調査事項】 1. 会社概要 (1) 資本金、(2) 従業員の状況、2. 経営成績及び財政状況 (1) 損益計算書項目及び貸借対照表項目、(2) セグメント情報、3. 事業継続計画 (1) 事業継続計画の策定、(2) 事業継続計画の内容

【調査票名】 3 - 医療機器製造販売業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) (属性) 調査年3月31日現在において、(一社) 日本医療機器産業連合会加盟19団体に所属し、かつ薬事法の規定に基づき医療機器の製造販売業の許可を受けて医療機器を製造販売する者 (抽出枠)(一社) 日本医療機器産業連合会加盟19団体の所属企業会員名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 844 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査年前年度決算期末 (系統) 厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 調査年10月

【調査事項】 1. 会社の概要 (1) 資本金、(2) 資本上の区分、(3) 従業者の状況、2. 経営成績及び財政状態、3. 医療機器売上高の状況 (製品区分別、国内製品・輸入製品別、国内・海外別)、4. 事業所の状況、5. 研究開発費及び設備投資 (1) 医療機器事業に係る研究開発費、(2) 医療機器事業に係る設備投資、6. 事業継続計画 (1) 事業継続計画の策定 (2) 事業継続計画の内容

【調査票名】 4 - 医療機器卸売業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 調査年3月31日現在において、(一社) 日本医療機器販売業協会に所属し、かつ薬事法の規定に基づき医療機器の販売業の許可等を受けて医療機器を販売する者 (抽出枠)(一社) 日本医療機器販売業協会会員名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 167 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査年前年度決算期末 (系統) 厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 調査年10月

【調査事項】 1. 会社概要 (1) 経営組織、(2) 資本金、(3) 医療機器販売業関係従業者数、(4) 仕入方法、(5) 兼業の状況、(6) 事業所状況、2. 医療機器の販売先状況等、3. 売上高状況等、4. 仕入の状況、5. 決算状況、6. 事業継続計画 (1) 事業継続計画の策定、(2) 事業継続計画の内容

【調査名】 雇用均等基本調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月3日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

【目的】 本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和61年度に「女子雇用管理調査」として調査を開始して以来、平成18年度（昭和63年度から「女子雇用管理基本調査」、平成9年度から「女性雇用管理基本調査」に名称変更）まで、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的として毎年実施していたが、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）の改正（平成19年4月施行）に伴い、平成19年度から、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握するための調査として、「雇用均等基本調査」に名称変更して毎年実施されている。また、本調査は、昭和61年度の調査開始以来、3つのテーマ（1）企業を対象とした女性雇用管理の実施状況、（2）事業所を対象とした育児・介護休業制度等の実施状況、（3）事業所を対象とした母性保護等の実施状況を年次ローテーション方式により実施された。しかし、平成21年度の調査実施に当たり、ポジティブ・アクションの取組企業割合が女性の継続就業や能力開発支援策の目標値として、また、育児休業取得率が仕事と家庭の両立支援策の目標値として掲げられたことから、これら施策の目標達成年次までの実態を毎年把握することが求められた。その結果、従前の年次ローテーションによる調査体系の見直しを行い、ポジティブ・アクションの取組状況を毎年把握する企業調査と、育児休業の取得状況を毎年把握する事業所調査が同時に実施されることとなった。

【調査の構成】 1 - 企業票 2 - 事業所票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年7月、詳細：調査実施年の翌年12月）

【備考】 今回の変更は、調査期間等である。

【調査票名】 1 - 企業票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を10人以上雇用している民営企業。「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業（ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複

合サービス事業」サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。))」
(抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/420,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年の4月1日~調査実施年3月31日までの1年間の実績、又は調査実施前々年の10月1日~調査実施年9月30日までの約2年間の実績) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~10月31日 ただし、平成26年に実施する調査においては、11月7日~11月28日とする。

【調査事項】 1.企業の属性に関する事項(1)企業の名称及び所在地、(2)主な事業内容又は主要製品、(3)常用労働者数、(4)労働組合の有無、2.女性の雇用管理に関する事項(1)役職別の登用状況、(2)女性の管理職への登用を促進するための取組の内容、(3)女性の管理職が少ない又はいない理由、(4)ポジティブ・アクション(女性の活躍推進)の取組状況、(5)ポジティブ・アクションを推進することが必要と考える理由、効果があったと思われる事項、(6)ポジティブ・アクションの取組状況、取組事項又は取組予定の有無、(7)ポジティブ・アクションに取り組まない理由(注)上記のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1(1)~(4)、2(4)・(7)

【調査票名】 2-事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所。「鉱業、採石業、砂利採取業」建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。))、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)) (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/1,610,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年の4月1日~調査実施年3月31日までの1年間の実績、又は調査実施前々年の10月1日~調査実施年9月30日までの約2年間の実績) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月1日~10月31日 ただし、平

成26年に実施する調査においては、11月7日～11月28日とする。

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項(1) 事業所の名称及び所在地、(2) 主な事業内容又は主要製品、(3) 常用労働者数、(4) 労働組合の有無、2. 育児・介護休業制度等に関する事項(1) 出産者数、配偶者出産者数、うち有期契約労働者数、育児休業制度の対象となる有期契約労働者数、(2) 育児休業者数、うち有期契約労働者数、(3) 育児のための所定労働時間の短縮措置等制度の有無、内容、最長取得期間、(4) 介護休業制度の利用者数、(5) 介護の問題を抱えている従業員の把握、(6) 仕事と介護の両立支援を目的とした取組状況、取組事項、(7) 介護を理由とした離職者数、3. 母性健康管理制度に関する事項(1) 妊産婦の通院休暇に関する規定の有無及び内容、(2) 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定の有無及び内容、(3) 妊娠中の休憩に関する措置に関する規定の有無及び内容、(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に関する規定の有無及び内容、(5) 母性健康管理制度を利用した場合の賃金の取扱い、(6) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置を利用したことによる不就業期間の取扱い、(7) 妊産婦の健康管理に関する相談体制、(8) 母性健康管理制度の利用状況、4. 短時間正社員制度に関する事項(1) 短時間正社員制度の有無(注)上記のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1(1)～(4)、2(1)・(2)(ただし、有期契約労働者数、育児休業制度の対象となる有期契約労働者数は除く)、2(3)及び4。

【調査名】 水産物流通調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月6日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室、水産庁漁政部加工流通課

【目的】 産地水産物用途別出荷量調査票：全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすることを目的に実施する。冷蔵水産物在庫量調査票：全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料とすることを目的とする。水産加工（陸上）調査票：全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和31年から実施。平成18年分の調査から、水産加工（陸上）調査票を標本調査化。平成19年分の調査から、産地水揚量・価格調査（年間）調査票の調査周期を変更。平成19年分の調査から、産地水産物流通形態別調査票及び消費地月別品目調査票を廃止。平成21年分の調査から、産地水産物用途別出荷量調査票及び冷蔵水産物在庫量調査票を統計部から水産庁に移管。平成21年分の調査から、産地水揚量・価格に係る調査については、統計調査に該当しない調査として整理。平成25年分の調査から、水産加工（陸上）調査票について、漁業センサス実施年度の調査を休止。

【調査の構成】 1 - 産地水産物用途別出荷量調査票 2 - 冷蔵水産物在庫量調査票 3 - 水産加工（陸上）調査票

【公表】 水産加工（陸上）調査票：印刷物及びホームページ（概要：調査実施年の8月上旬） 産地水産物用途別出荷量調査票：印刷物及びホームページ（概要：調査実施年の5月末日、詳細：調査実施年の12月末日） 冷蔵水産物在庫量調査票：印刷物及びホームページ（月報：調査実施月の翌月の末日、年報：調査実施年の翌年12月末日）

【調査票名】 1 - 産地水産物用途別出荷量調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）卸売業者、漁業協同組合及び仲卸業者 （抽出枠）直近の漁業センサス漁業地区名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）32 / 2,177 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の1年間（1月1日～12月31日） （系統）農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）2月下旬～3月下旬

【調査事項】 品目別用途別出荷量

【調査票名】 2 - 冷蔵水産物在庫量調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)冷凍・冷蔵工場 (抽出枠)直近の漁業センサス

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)527/5,870 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)月末在庫量:調査実施月の前々月末現在、月間入出庫量:調査実施月の前月の1か月間(1日~末日) (系統)農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査実施月の月上旬~調査実施月の20日

【調査事項】 品目別月末在庫量、月間入出庫量

【調査票名】 3 - 水産加工(陸上)調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)水産加工品を生産する陸上加工経営体(加工場又は施設を持たない漁家を除く。) (抽出枠)直近の漁業センサス

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)3,700/8,500 (配布)郵送・調査員 (収集)郵送・調査員・FAX・オンライン (記入)併用 (把握時)調査年の前年の1年間(1月1日~12月31日。ただし、当該期間が漁業センサスの基準となる期間である場合は、本調査を実施しない。) (系統)【調査員調査】 配布:農林水産省 - 地方農政局等 - 地域センター - 調査員 - 報告者 回収:報告者 - 調査員 - 地域センター - 農林水産省【郵送・FAX】 配布:農林水産省 - 報告者 回収:報告者 - 地域センター - 農林水産省 【オンライン】 農林水産省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査員調査:調査年の4月上旬~5月下旬、往復郵送調査:調査年の4月上旬~5月下旬

【調査事項】 加工種類別品目別生産量

【調査名】 食品産業企業設備投資動向調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月9日

【実施機関】 農林水産省食料産業局企画課

【目的】 食料品製造業及び外食産業に属する主要企業の最近の設備投資等の実績及び計画の実態を迅速に把握することにより、食品産業物資の長期需要に見合った設備投資の誘導のほか、関連する諸施策の運用に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食品産業企業設備投資動向調査票（A票） 2 - 食品産業企業設備投資動向調査票（B票）

【公表】 ホームページ（e-Stat）にて調査実施年の8月まで公表する。（平成26年度は平成27年1月までに公表する。）

【備考】 H18・3・31の承認までの調査名は「農林水産関連企業設備投資動向調査」

【調査票名】 1 - 食品産業企業設備投資動向調査票（A票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）食料品製造業及び外食産業（15業種）を営む資本金1億円以上の企業（抽出枠）統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項に基づき総務大臣が整備する事業所母集団データベースから作成した調査対象名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（一部全数）（客体数）397/1,400（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年3月31日現在（調査前年の4月1日から3月31日までの1年間）（系統）農林水産省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）6月中旬～7月中旬（平成26年度は10月～11月）

【調査事項】 1. 企業の概要, 2. 取得設備投資額及びその内訳（前年度実績, 当該年度の実績, 翌年度計画）, 3. 長期資金調達・運用状況（前年度実績, 当該年度の実績, 翌年度計画）, 4. 研究開発費（前年度実績, 当該年度の実績, 翌年度計画）, 5. 海外直接投資動向

【調査票名】 2 - 食品産業企業設備投資動向調査票（B票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）食料品製造業及び外食産業（15業種）を営む資本金1億円以上の企業（抽出枠）統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項に基づき総務大臣が整備する事業所母集団データベースから作成した調査対象名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（一部全数）（客体数）397/1,400（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年3月

31日現在とし、調査前年の4月1日から3月31日までの一年間（系統）
農林水産省 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）6月中旬～7月中旬（平成26年度は10月～11月）

【調査事項】 1. 主要業種における投資目的別取得設備投資額（前年度実績，当該年度の実績，翌年度計画）

【調査名】 情報処理実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月23日

【実施機関】 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課

【目的】 本調査は、民間企業における情報処理の実態を把握し、IT施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和44年から毎年実施されている。（平成25年は1回限りとされた。）

【調査の構成】 1 - 情報処理実態調査票

【公表】 HPにて公表（平成27年6月）

【備考】 今回は、調査対象期日及び調査対象期間、調査周期、公表期日の変更である。

【調査票名】 1 - 情報処理実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業、事業団体 （属性）外国公務、国家公務、地方公務、分類不能の産業を除く全産業の企業又は事業団体で、資本金3000万円以上かつ総従業員50人以上の企業又は事業団体（抽出枠）総務省統計局の事業所母集団データベースから、業態を製造業、卸・小売業、その他の3区分に総従業員規模階級を50人～99人、100人～299人、300人～999人、1000人～の4階級にそれぞれ分け、この業態及び総従業員規模階級を層化基準として無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）11,944/49,970（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成26年3月31日現在（調査対象期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日までの1年間）（系統）経済産業省 - 民間事業所 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年12月下旬

【調査事項】 1. 企業又は事業団体の概要、2. IT組織の状況、(1) 情報処理要員の状況、(2) CIOの選任状況、(3) IT投資効果の状況、(4) 経営におけるITの利活用状況、3. EC（電子商取引）の状況、(1) ECの実施基盤の利用状況、(2) ECの取引高、4. 情報処理関係支出等の状況(1) 情報処理関係支出の現状、(2) 業務領域別にみた情報システムの取り組み状況、5. 情報セキュリティの状況、(1) 情報セキュリティの現状、(2) 情報セキュリティの対策状況と対策費用、6. クラウド・コンピューティングの利用状況、7. スマートフォン及びタブレット端末の業務利用の状況

【調査名】 空家実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月23日

【実施機関】 国土交通省住宅局住宅政策課

【目的】 本調査は、近年、戸建て住宅を中心に、空き家の管理不全による地域の防災性・防犯性の低下や居住環境の悪化などの外部不経済（空き家問題）が全国的に社会問題化していることに鑑み、全国の空き家について実態を把握し、住生活基本計画（全国計画）における、空き家に関する基本的施策の検討及び空き家対策に関する指標の設定等に資する基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成26年に、従前の空家実態調査票が、空家実態調査票及び外観調査票に分割されたが、平成26年に外観調査票を廃止した。

【調査の構成】 1 - 平成26年空家実態調査 調査票

【公表】 刊行物及びホームページにより公表（調査次年度の5月頃を予定）

【備考】 調査目的の変更に伴う調査内容の変更である。

【調査票名】 1 - 空家実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人、法人、行政機関 （属性）戸建て住宅の空き家の所有者（抽出枠）母集団である全国の戸建て空き家を網羅した情報が存在しないため、擬似的な母集団として、住宅・土地統計調査において空き家と特定された戸建て住宅を対象とし、住宅・土地統計調査調査区から無作為に抽出した調査区内に存在する空き家の所有者から報告を求める。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）10,000 / 2,900,000（配布）郵送（収集）郵送・その他（記入）併用（把握時）調査実施前年度の10月1日（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）調査実施次年度の5月頃を予定

【調査事項】 1. この住宅について、2. 住宅の所有者などについて、3. 住宅の利用状況などについて、4. 住宅の管理について、5. 今後の住宅の利用などについて

【調査名】 無医地区等調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月27日

【実施機関】 厚生労働省医政局地域医療計画課

【目的】 本調査は、全国の無医地区等の実態及び医療確保体制の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るため基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 無医地区等調査 調査票

【公表】 「へき地保健医療対策検討会報告書」及び厚生労働省HP及びe-Stat（調査年度3月予定）

【調査票名】 1 - 無医地区等調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位） （属性）" 全国の無医地区及び無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を有する市町村。

" （抽出枠）無医地区及び無医地区に準じる地区を有する市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）400 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査年度の10月末 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 市町村

【周期・期日】 （周期）5年間 （実施期日）調査年度の10月下旬～12月下旬

【調査事項】 無医地区名、メッシュコード、調査対象となる事情、法律適用状況 等

【調査名】 無歯科医地区等調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年10月27日

【実施機関】 厚生労働省医政局歯科保健課

【目的】 本調査は、全国の無歯科医師地区等の実態及び歯科医療確保状況の実態を調査し、へき地歯科保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 無歯科医地区等調査 調査票

【公表】 「へき地保健医療対策検討会報告書」及び厚生労働省HP及びe-Stat
（調査年度3月予定）

【調査票名】 1 - 無歯科医地区等調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位） （属性）全国の無歯科医師地区及び無歯科医師地区には該当しないが、無歯科医師地区に準じた歯科医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議できる地区（以下「無歯科医師地区に準じる地区」という。）を有する市町村。（抽出枠）無歯科医師地区及び無歯科医師地区に準じる地区を有する市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）400 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査年度の10月末 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 市町村

【周期・期日】 （周期）5年間 （実施期日）調査年度の10月下旬～12月下旬

【調査事項】 無歯科医地区名、メッシュコード、調査対象となる事情、法律提供状況 等

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 消費生活に関する県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月2日

【実施機関】 鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター

【目的】 本調査は、鳥取県消費者教育推進計画を策定するに当たり、消費生活に関する県民の意識やニーズを把握すること及び消費者被害の未然防止を目的とした効果的な啓発・広報実施の検討資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費生活に関する県民意識調査票

【調査票名】 1 - 消費生活に関する県民意識調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位） （属性）平成26年4月2日現在で20歳以上の県内在住者 （抽出枠）市町村別に層化二段無作為抽出により選挙人名簿から選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 500,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年11月1日現在 （系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年10月31日～11月18日

【調査事項】 1.消費生活相談窓口の認識、情報収集、2.消費者被害の状況、3.消費者教育

【調査名】 ものづくり中小企業の立地戦略に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月6日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 本調査は、一都三県におけるものづくり中小企業の立地戦略の現状や課題を整理すると共に、経営者がどのような展望をもっているかを把握し、今後の支援事業立案の基礎資料として活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - ものづくり中小企業の立地戦略に関する調査票

【調査票名】 1 - ものづくり中小企業の立地戦略に関する調査票

【調査対象】 （地域）一都三県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、ただし島しょを除く）（単位）（属性）製造業（常用雇用者300人以下又は資本金3億円以下）およびサービス業（常用雇用者100人以下又は資本金5千万円以下）の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース平成25年次フレーム

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500 / 35,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年11月1日現在（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月上旬～平成26年11月下旬

【調査事項】 1．企業概要、2．経営実態、3．立地戦略、4．公的支援機関の利用状況

- 【調査名】 産前・産後ケアに関するアンケート調査（平成26年届出）
- 【受理年月日】 平成26年10月6日
- 【実施機関】 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
- 【目的】 本調査は、産前・産後のケアニーズを把握し、より充実した産前・産後支援施策を検討することを目的とする。
- 【調査の構成】 1 - 産前・産後ケアに関するアンケート調査票
- 【調査票名】 1 - 産前・産後ケアに関するアンケート調査票
- 【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位） （属性）平成25年8月1日から平成26年7月31日に出生した子の母 （抽出枠）市町村別に層化無作為抽出により住民基本台帳から選定する。
- 【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 4,700 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年10月中旬～11月10日のうち、報告者が調査票を記入した日 （系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者
- 【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年10月中旬～11月10日
- 【調査事項】 1. 子育てに関する状況、2. 産前・産後の支援に関する状況

【調査名】 女性活躍加速化アンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月6日

【実施機関】 鳥取県地域振興部男女共同参画推進課

【目的】 本調査は、県内企業における働く女性の環境整備の取組の課題や女性活躍に関する意識を把握し、女性社員の出産、子育て、昇格、介護などのライフステージに応じた支援策を検討することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 女性活躍加速化アンケート調査（経営者アンケート）票 2 - 女性活躍加速化アンケート調査（女性社員アンケート）票

【調査票名】 1 - 女性活躍加速化アンケート調査（経営者アンケート）票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位） （属性）鳥取県内に所在する従業員数5人以上の規模の企業の経営者と女性社員（抽出枠）産業大分類別、従業員規模別、地域別に層化無作為抽出により民間事業者が保有する名簿から選定する。

【調査方法】 （選定）（客体数）1,000/26,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年11月中旬～12月5日（予定）のうち、報告者が調査票に記入した日（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月中旬～12月5日

【調査事項】 1. ポジティブ・アクションの取組の状況、2. 育児休業に関する状況、3. 女性社員の管理職登用に関する状況

【調査票名】 1 - 女性活躍加速化アンケート調査（女性社員アンケート）票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位） （属性）鳥取県内に所在する従業員数5人以上の規模の企業の経営者と女性社員（抽出枠）産業大分類別、従業員規模別、地域別に層化無作為抽出により民間事業者が保有する名簿から選定する。

【調査方法】 （選定）（客体数）1,000/26,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年11月中旬～12月5日（予定）のうち、報告者が調査票に記入した日（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月中旬～12月5日

【調査事項】 1. 育児休業中の環境の状況、2. マタニティハラスメントの状況

【調査名】 北九州市八幡西区黒崎地区における横断歩道橋利用状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月6日

【実施機関】 北九州市建設局道路部道路計画課

【目的】 本調査は、熊手2号横断歩道橋の利用状況調査を行い、その必要性について検討の資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 横断歩道橋利用状況調査票

【調査票名】 1 - 横断歩道橋利用状況調査票

【調査対象】 （地域）北九州市八幡東区黒崎一丁目、黒崎三丁目 （単位） （属性）熊手2号横断歩道橋の利用者 （抽出枠）母集団情報：熊手2号横断歩道橋の1日平均利用者数

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,300 / 4,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）平成26年10月16日～平成26年11月16日のうち3日間 （系統）北九州市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年10月16日～平成26年11月16日のうち3日間

【調査事項】 1．歩行者の行き先、2．行き先の目的

【調査名】 ファッション産業における中小企業の海外展開に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月7日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 本調査は、ファッション産業における中小企業の海外展開の現状や課題を整理すると共に経営者がどのような展望をもっているかを把握し、今後の支援事業立案の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - ファッション産業における中小企業の海外展開に関する調査票

【調査票名】 1 - ファッション産業における中小企業の海外展開に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）国内に事業所を有する中小企業基本法の規定に基づいた中小企業のうち、製造業、卸売業、サービス業及び小売業に属するもの（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査（総務省）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,500 / 160,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年11月1日時点 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年11月中旬～平成26年12月中旬

【調査事項】 1．企業概要、2．海外展開の実施状況、3．海外展開の際に利用した行政機関、公的機関、民間団体等による支援や優遇措置、4．行政機関、公的機関、民間団体等に期待する支援策 等

【調査名】 伝統工芸品産業における中小企業の海外展開に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月7日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 本調査は、伝統工芸品産業における中小企業の海外展開に向けた今後の支援事業立案の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 伝統工芸品産業における中小企業の海外展開に関する調査票（中小企業用） 2 - 伝統工芸品産業における中小企業の海外展開に関する調査票（駐日外国公館用）

【調査票名】 1 - 伝統工芸品産業における中小企業の海外展開に関する調査票（中小企業用）

【調査対象】（地域）東京都全域（単位）企業（属性）東京都指定の伝統工芸品産地組合の組合員企業、または東京都指定の伝統工芸品を製造し都内に事業所を有する中小企業基本法の規定に基づいた中小企業及び個人事業者のうち、製造業、卸売業、サービス業及び小売業に属するもの（抽出枠）「伝統工芸品産地組合の組合員企業名簿」又は「平成24年経済センサス - 活動調査（総務省）」データから主な事業の内容及び取扱商品を考慮して発送先を選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,500 / 15,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年11月1日時点（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月中旬～平成26年12月中旬

【調査事項】 1. 企業概要、2. 海外展開の実施状況、3. 海外展開の際に利用した行政機関、公的機関、民間団体等による支援や優遇措置、4. 行政機関、公的機関、民間団体等に期待する支援策 等

【調査票名】 2 - 伝統工芸品産業における中小企業の海外展開に関する調査票（駐日外国公館用）

【調査対象】（地域）東京都全域（単位）（属性）駐日外国公館（アジア、北米、欧州）（抽出枠）「外務省の駐日外国公館のホームページ」等の情報により抽出する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）70 / 73（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年11月1日時点（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月中旬～平成26年1
2月中旬

【調査事項】 1. 東京の伝統工芸品の認知度、訴求度 等

【調査名】 若い世代の生活と意識に関するアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月7日

【実施機関】 京都府健康福祉部少子化対策課

【目的】 本調査は、喫緊の課題である少子化問題について、抜本的・効果的な対策を講じるためには、市区町村ごとやブロックごとの地域特性や少子化の要因を的確に捉え、課題を明確にし、課題に即した対策を講じることが求められている。そこで、少子化要因を探る調査事業を府内市町村と共同で実施し、府及び市町村が施策展開に資するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 若い世代の生活と意識に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 若い世代の生活と意識に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）1 . 京都府全域、2 . 京都府の隣接府県 （単位） （属性）1 . 京都府に在住する20～44歳の者、2 . 京都府の隣接府県に在住し京都府内で就労している20～44歳の者 （抽出枠）1 . 京都府に在住する者：市町村住民基本台帳から無作為抽出。（一部町村は全数） 2 . 京都府の隣接府県に在住し京都府内で就労している者：経済団体等を通じて抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出・有意抽出 （客体数）京都府 13000 / 820,000、京都府の隣接府県 20000 / 280,000 （配布）郵送・その他（直接配布） （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）京都府 民間事業者 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）10月中旬～11月上旬

【調査事項】 1 . 属性項目（性別、年齢、学歴、年収） 2 . 京都に対する意識、3 . 職業に関する項目、4 . 結婚に関する項目、5 . 家族に関する項目

【調査名】 児童虐待事例調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月10日

【実施機関】 奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課

【目的】 本調査は、効果的な児童虐待対策を実施するために、児童虐待事例を調査することにより、児童虐待の実態及び要因分析等を行うことえを目的する。

【調査の構成】 1 - 児童虐待事例調票

【調査票名】 1 - 児童虐待事例調票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位） （属性）平成24年度及び平成25年度に対応した児童虐待相談事例を持つ県こども家庭相談センター及び県内市町村（抽出枠）「奈良県における児童虐待対応事例リスト」から児童虐待の重症度ごとに層化無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 5,800 （配布）調査員・郵送 （収集）調査員・郵送 （記入）併用 （把握時）平成26年3月31日時点又は事例の相談終結の時点 （系統）奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年11月～平成27年1月

【調査事項】 1．基本情報（虐待が行われた家庭の状況、周囲の環境） 2．虐待通告の受付経路（虐待通告者、相談、虐待状況、虐待の重症度） 3．初期調査（現認した機関、手段） 4．対応及びその後の状況、5．児童の意向、6．対応後の事例の変化 等

【調査名】 平成26年度福岡市女性労働実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月10日

【実施機関】 福岡市市民局男女共同参画部男女共同参画課

【目的】 本調査は、女性がキャリアを中断することなく、継続して就業できる働き方について女性のライフステージに応じたニーズや企業側の取り組みを促すための施策ニーズを把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成26年度福岡市女性労働実態調査票

【調査票名】 1 - 平成26年度福岡市女性労働実態調査票

【調査対象】 （地域）福岡市内全域 （単位） （属性）市内事業所及びその男女従業員，パートタイム労働者 （抽出枠）調査委託業者が用意した事業のデータベース

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）12000 （事業所2000，従業員8000（男性4000 / 女性4000），パートタイム労働者2000）（配布）郵送・その他（インタビュー調査） （取集）郵送・その他（インタビュー調査） （記入）併用 （把握時）平成26年11月1日現在 （系統）福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年11月中旬から平成26年12月31日まで

【調査事項】 女性の労働実態に関するもの

【調査名】 U・Iターン意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月14日

【実施機関】 北九州市総務企画局政策部企画課

【目的】 本調査は、U・Iターンをした市民に考え等のアンケート調査を実施し、U・Iターンへの意識を把握し、調査結果を今後の施策につなげる資料の一つとして活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - Uターン意識調査票 2 - Iターン意識調査票

【調査票名】 1 - Uターン意識調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位） （属性） 12歳～23歳の間で北九州市に5年以上住民登録をしていた人、 24歳～45歳で関東（東京、埼玉、神奈川、千葉）もしくは関西（京都、大阪、兵庫）に住居登録をしていた人、 ・ を満たす人で且つ、24歳～45歳で再び北九州市に戻り、現在まで1年以上住民登録をしている人（抽出枠）住民基本台帳のうち属性に該当する対象者から無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）487 / 487（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年11月中旬～11月下旬（系統）市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月中旬～11月下旬

【調査事項】 1．北九州市へ移住の移住時期、2．求職活動の有無、3．求職情報の入手、4．移住に際しての住宅探しの有無、5．住宅情報の入手先、6．移住先、7．移住者への支援制度の有無、8．北九州市の施策、9．今後の定住意向、10．家族の構成 等

【調査票名】 2 - Iターン意識調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位） （属性）24歳～45歳の間で、関東（東京、埼玉、神奈川、千葉）もしくは 関西（京都、大阪、兵庫）から北九州市へ住民登録をした人で且つ、現在まで1年以上北九州市に住居登録をしている人（抽出枠）住民基本台帳のうち属性に該当する対象者から無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）500 / 25,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年11月中旬～11月下旬（系統）市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月中旬～11月下旬

【調査事項】 1．北九州市へ移住の移住時期、2．求職活動の有無、3．求職情報の入手、4．移住に際しての住宅探しの有無、5．住宅情報の入手先、6．移住

先、 7 . 移住者への支援制度の有無、 8 . 北九州市の施策、 9 . 今後の定住
意向、 1 0 . 家族の構成 等

【調査名】 北九州市内の風力発電関連機器製造拠点を持つ企業へのアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月14日

【実施機関】 北九州市港湾空港局港営部立地促進課

【目的】 本調査は、北九州市内で風力発電関連機器製造拠点を持つ企業（企業リストにより抽出）へアンケートを実施し、該当産業部門の従業員数、売上高を調査、それに基づき、風力発電産業の集積による経済波及効果を算定することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 北九州市内の風力発電関連機器製造拠点を持つ企業へのアンケート調査票

【調査票名】 1 - 北九州市内の風力発電関連機器製造拠点を持つ企業へのアンケート調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位）企業 （属性）北九州市内の抽出条件に該当する企業 （抽出枠）平成25年次フレーム日本標準分類細分類において該当する産業部門から抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000 （配布）郵送 （収集）郵送
（記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）北九州市 - 委託業者
- 該当事業所

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年11月25日～12月25日

【調査事項】 風力発電関連機器の名称 等

【調査名】 東田地区歩行者横断に関するアンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月17日

【実施機関】 北九州市建設局道路部道路計画課

【目的】 本調査は、北九州市八幡東区東田・中央地区間の横断者（歩行者）の属性、移動の方向・目的、横断施設に関する意識調査等を行い、新規に歩行者横断施設を設置した場合の交通量を予測するための要素の一つとすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 東田地区歩行者横断に関するアンケート票

【調査票名】 1 - 東田地区歩行者横断に関するアンケート票

【調査対象】 （地域）北九州市八幡東区東田二丁目、中央二丁目、春の町5丁目（単位）（属性）交差点2箇所（春の町5丁目、戸畑バイパス下交差点）の横断者（歩行者）（抽出枠）平成20年、24年歩行者交通量調査の実績

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,000 / 1600（春の町5丁目交差点450 戸畑バイパス550）（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）平成26年11月16日（日）～30日（日）（内3日間程度）（系統）北九州市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月16日（日）～30日（日）（内3日間程度）

【調査事項】 回答者の属性、歩行者横断施設の利用に関する意識調査、目的、横断施設の利用頻度・問題点に関すること 等

【調査名】 消費者行政に関する県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月20日

【実施機関】 佐賀県くらし環境本部くらしの安全安心課

【目的】 本調査は、県民の消費者行政に係る意識や実態把握を行い、県民の要望や地域の実情に応じた効果的な施策を推進し、また、今後の施策立案の参考とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費者行政に関する県民意識調査票

【調査票名】 1 - 消費者行政に関する県民意識調査票

【調査対象】 （地域）佐賀県全域 （単位） （属性）県内に居住する有権者 （抽出枠）選挙人名簿抄本の情報を用い、市町ごとに無作為抽出により選出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 680,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年12月1日 （系統）佐賀県 民間事業者 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年12月1日～平成26年12月12日

【調査事項】 1. 消費者問題への関心度について、2. 商品やサービスを購入（利用）する際の意識について、3. 商品やサービスに関する消費者トラブルについて、4. 消費者問題に関する情報について、5. 消費者教育について、6. 消費者問題に対する行政の取組みについて、7. 回答者の性別、年齢層、居住地等について

【調査名】 栃木県訪県外国人動向調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月21日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部観光交流課

【目的】 本調査は、本県を訪れる外国人旅行者の動向を把握し、今後の本県における観光振興計画を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 栃木県訪県外国人動向調査票

【調査票名】 1 - 栃木県訪県外国人動向調査票

【調査対象】 （地域）栃木県内において外国人旅行者が多く訪れる観光施設、鉄道駅、宿泊施設等（単位）（属性）調査対象地域に訪れる外国人旅行者（抽出枠）韓国、中国（本土）、台湾、欧米、アジア諸国 それぞれについて、50以上とし、報告数300人に達するまで選定を行う。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）300（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）調査日時点（系統）栃木県 - 民間事業者 - 調査回答者

【周期・期日】（周期）2回（実施期日）平成26年11月1日～2日、平成27年1月24日～25日（予定）

【調査事項】 国籍、利用する空港、国内・県内での滞在期間及び主な訪問地、訪日に係る情報源、本県の満足度 等

【調査名】 県内中小企業等における女性の活躍実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月21日

【実施機関】 千葉県総合企画部男女共同参画課

【目的】 本調査は、県内の中小企業等における女性の活躍の実態を把握することにより、企業等における女性の活躍支援に向けた取組を促進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県内中小企業等における女性の活躍実態調査票

【調査票名】 1 - 県内中小企業等における女性の活躍実態調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位） （属性）従業者数が10人以上300人以下の事業所 （抽出枠）平成24年経済センサス活動調査の事業者名簿より従業者規模別に無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000/200,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年11月1日現在 （系統）千葉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年11月下旬～12月下旬

【調査事項】 1.企業の概要について、2.育児支援に関する取組について、3.女性の活躍推進に向けた取組について

【調査名】 大阪湾ベイエリア製造事業所実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月27日

【実施機関】 兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課

【目的】 本調査は、阪神地域を含む大阪湾ベイエリアの地域基幹産業、基盤技術型産業等の現況を明らかにするとともに、産業・企業間の連携の実態、ものづくり産業のクラスターの構造・特徴を把握し、今後の県内産業振興施策などを考慮するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪湾ベイエリア製造事業所実態調査票

【調査票名】 1 - 大阪湾ベイエリア製造事業所実態調査票

【調査対象】 （地域）尼崎市、西宮市、伊丹市、芦屋市、大阪市西淀川区、大阪市此花区、大阪市港区、大阪市大正区、大阪市住之江区（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属し、従業者数が4人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）

【調査方法】（選定）全数（客体数）2,830（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年11月1日現在（一部の項目については、平成25年度1年間の実績）（系統）配布：兵庫県 - 報告者 回収：報告者 - 民間事業者 - 兵庫県

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年11月21日～12月4日

【調査事項】 1．事業所の概要、2．事業所の業況について、3．事業所の取引先について、4．事業所の外注先について、5．事業所での新技術・新製品の研究開発等について、6．事業所での業界、異業種、地域等との交流について

【調査名】 産業労働計画策定基礎調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月29日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課広報・企画調整グループ

【目的】 本調査は、平成26年度末に策定予定である産業労働計画に必要な基礎データを収集することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業労働計画策定基礎調査票

【調査票名】 1 - 産業労働計画策定基礎調査票

【調査対象】 （地域）愛知県内全域 （単位）企業 （属性）愛知県内に本社を有する企業（抽出枠）民間調査会社のデータベースから、愛知県内に本社を有する企業を母集団とし、業種別・規模別に標本抽出枠を設定し、枠ごとに抽出数を決定する。枠ごとの抽出は無作為抽出により行う。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 76,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年11月25日（火）（系統）愛知県産業労働部 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年12月1日（月） 回収：平成26年12月19日（金）

【調査事項】 1. 事業概要、2. 業況、事業展開、3. 知的財産、4. 海外展開、5. 人材育成、確保、6. 大規模イベント・プロジェクト、7. 愛知県地域の魅力

【調査名】 消費者教育に関する教育機関への実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月30日

【実施機関】 鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター

【目的】 本調査は、鳥取県消費者教育推進計画を策定するに当たり、県内教育機関における消費者教育の実態を把握するとともに、消費者教育に係る意識・ニーズ及び消費者教育推進のための要望等を調査し、計画検討のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費者教育に関する教育機関への実態調査票

【調査票名】 1 - 消費者教育に関する教育機関への実態調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県内全域 （単位） （属性）県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（抽出枠）"【国公立幼稚園】：鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課HP「県内の国公立幼稚園」

【私立幼稚園】：鳥取県地域振興部教育・学術振興課HP「幼稚園名簿」

【幼稚園を除く機関】：鳥取県教育委員会事務局教育総務課HP「県内学校一覧」"

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）274 （幼稚園（36）、小学校（132）、中学校（63）、高等学校（32）、特別支援学校（11）） （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年11月17日～12月1日 （系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年11月17日～12月1日

【調査事項】 消費者教育の実施状況

【調査名】 鳥取県に関するイメージ調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月30日

【実施機関】 鳥取県未来づくり推進局広報課

【目的】 本調査は、県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県に関するイメージ調査票

【調査票名】 1 - 鳥取県に関するイメージ調査票

【調査対象】 （地域）首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、中京圏（愛知県）、中国・四国圏（広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県）、九州圏（福岡県）に居住する者（単位）（属性）実査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している10代から60代以上の男女（抽出枠）実査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者で、10代から60代以上の年代別・性別ごとに均等に、首都圏1都3県については各600人ずつ、首都圏を除く2府8県については各300人ずつ、合計5400人を回答順に選定する。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）5,400/1,500,000（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）毎年12月中旬～下旬のうち、報告者が調査票に入力した日（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年12月中旬～下旬

【調査事項】 1.鳥取県来訪の有無、2.家族・親戚・友人で鳥取県在住者の有無、3.鳥取県の話題に関する事項、4.鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無、5.鳥取県の観光地等の来訪の有無、6.鳥取県に関する情報の取得源、7.全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会に関する事項

(2) 変更

【調査名】 青森県ひとり親世帯等実態調査（平成26年届出 2回目）

【受理年月日】 平成26年10月6日

【実施機関】 青森県健康福祉部こどもみらい課

【目的】 本調査は、青森県内における母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦（以下「ひとり親世帯等」という。）の生活実態及び福祉需要を把握し、その福祉を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 青森県ひとり親世帯等実態調査票

【備考】 今回は、報告を求める者を変更したことによるものである。

【調査票名】 1 - 青森県ひとり親世帯等実態調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）世帯 （属性）母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦（抽出枠）県内在住の者について、世帯構成を住民基本台帳等で確認の上、無作為に抽出した結果をもとに実施する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000/23,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）11月1日 （系統）青森県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年11月1日～11月30日

【調査事項】 1.世帯、調査対象者の状況、2.就業の状況、3.生活全般、4.子どもの状況、5.福祉制度の利用状況

【調査名】 産業廃棄物経年変化実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月6日

【実施機関】 東京都環境局廃棄物対策部資源循環推進課

【目的】 本調査は、毎年度都内産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の排出量、処理量等を調査・推計することにより、処理状況を把握し、東京都の産業廃棄物施策を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業廃棄物経年変化実態調査票 2 - 産業廃棄物実態調査票

【備考】 今回は、5年に1度産業廃棄物実態調査を実施するため調査名称等を追記した変更である。

【調査票名】 1 - 産業廃棄物経年変化実態調査（産業廃棄物経年変化実態調査票）

【調査対象】 （地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）1．建設業に属する事業所のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条第10項の規定に基づき「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」及び同法律第12条の2第11項の規定に基づき「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を東京都知事に提出した者、2．多量排出事業者及び多量排出事業者を除く資本金規模別の上位約700事業所、3．製造業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業員規模別の上位約1000事業所、4．医療、福祉業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業員規模別の上位約200事業所、5．建設業、製造業、医療、福祉業以外の多量排出事業者100事業所（抽出枠）多量排出事業者は全数、前項の属性に該当する事業所においては、最新の事業者母集団データベースから無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出（客体数）2,500/6,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度3月31日現在（一部の項目については、調査実施年度の前年度1年間の実績）（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（産業廃棄物実態調査を実施する年は実施しない。）（実施期日）毎年10月下旬～11月

【調査事項】 1．回答者の資本金、2．従業員数、3．産業廃棄物の発生量、4．処理方法、5．最終処分方法等

【調査票名】 2 - 産業廃棄物経年変化実態調査（産業廃棄物実態調査票）

【調査対象】 （地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）1．建設業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者除く資本金規模別の上位約3700事業所、2．製造業に属する事業所のうち、多量

排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別上位約9000事業所、
3. 医療、福祉業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別上位約1400事業所、4. 建設業、製造業、医療、福祉業以外の多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別上位約5300事業所、5. 建設業、製造業、医療、福祉業以外の多量排出事業者約600事業所（抽出枠）多量排出事業者は全数、前項の属性に該当する事業所においては、最新の事業者母集団データベースから無作為に抽出する。

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数）20,000 / 40,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度3月31日現在（一部の項目については、調査実施年度の前年度1年間の実績）（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）毎年10月下旬～11月

【調査事項】1. 回答者の資本金、2. 従業員数、3. 産業廃棄物の発生量、4. 処理方法、5. 最終処分方法等

【調査名】 大気汚染物質排出量総合調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月14日

【実施機関】 広島市環境局環境保全課

【目的】 本調査は、大気汚染防止法に規定する「ばい煙発生施設」から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出状況等について、ばい煙発生施設を設置する工場・事業場を対象とするアンケート調査により把握し、今後の大気環境行政の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成26年度大気汚染物質排出量総合調査票

【備考】 今回は、調査周期を3年/2回から毎年実施に変更したことによるものである。

【調査票名】 1 - 平成26年度大気汚染物質排出量総合調査票

【調査対象】 （地域）広島市全域 （単位）工場・事業所 （属性）大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場 （抽出枠）広島市大気（法ばい煙）届出システム事業場台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）700 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日） （系統）広島市 - 民間委託業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎年 （実施期日）平成26年10月31日

【調査事項】 1. 工場・事業所の名称、所在地、2. 対象ばい煙発生施設の名称、最大排出ガス量、煙突、ばい煙処理施設、3. 対象ばい煙発生状況の稼働状況、稼働実績、ばい煙排出量、燃原料使用量 等

【調査名】 県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月17日

【実施機関】 鳥取県文化観光スポーツ局スポーツ課

【目的】 本調査は、県民の運動・スポーツに関する活動の実態や意識・要望を調査し、運動・スポーツに関する県民の実状を総合的に把握し、今後の本県生涯スポーツの推進施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成26年度県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間である。

【調査票名】 1 - 平成26年度県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県内全域 （単位）個人 （属性）平成26年4月1日現在で成人の男女 （抽出枠）県内市町村別に層化無作為抽出により住民基本台帳から選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500 / 469,419 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年10月31日～11月21日 （系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年 （実施期日）平成26年10月30日～11月21日

【調査事項】 1 .健康、運動・スポーツに対する意識、2 .運動・スポーツの活動状況、3 .今後の運動・スポーツへの意識・要望

【調査名】 県民栄養調査（身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査）
（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年10月21日

【実施機関】 山梨県福祉保健部健康増進課

【目的】 本調査は、県民の健康状態及び栄養素等摂取状況を的確に把握し、県民の健康、食生活改善対策、食育等の施策を推進する基礎資料を得るために実施することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 身体状況調査票 2 - 栄養摂取状況調査票 3 - 生活習慣調査票
4 - 子どもの食生活状況調査票

【備考】 今回の変更は、5年ごとの調査見直しによる変更である。

【調査票名】 1 - 身体状況調査票

【調査対象】 （地域）山梨県全域（単位）（属性）世帯及び1歳以上の世帯員（抽出枠）平成25年国民生活基礎調査において設定された調査地区から層化無作為抽出した16地区及び平成26年国民健康・栄養調査地区2地区内の世帯及び当該世帯の1歳以上の世帯員とする。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）450世帯（1170）（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）10月20日～12月5日の間に、調査地区の実状を考慮して、最も高い協力率をあげる日時を選定して行う。（系統）山梨県福祉保健部健康増進課 - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）10月20日～12月5日 提出期限：平成26年12月24日（水）

【調査事項】 1.身長・体重（満1歳以上） 2.腹囲（満6歳以上） 3.血圧（満20歳以上） 4.血液検査（20項目）（満20歳以上）（一部地域のみ） 5.1日の運動量（歩行数）（満20歳以上） 6.問診（服薬状況、運動）（満20歳以上）

【調査票名】 2 - 栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）山梨県全域（単位）（属性）世帯及び1歳以上の世帯員（抽出枠）平成25年国民生活基礎調査において設定された調査地区から層化無作為抽出した16地区及び平成26年国民健康・栄養調査地区2地区内の世帯及び当該世帯の1歳以上の世帯員とする。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）450世帯（1170）（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）10月20日～12月5日の1日を任意に定めて行う（日曜日及び祝日は除く）。（系統）山梨県福

社保健部健康増進課 - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)10月20日～12月5日 提出期限:平成26年12月24日(水)

【調査事項】 1.世帯状況:世帯番号、氏名、性別、生年月日、妊婦(週数)・授乳婦別、仕事の種類、日常生活活動強度 2.食事状況:朝・昼・夕別、家庭食、外食、欠食の区別 3.食物摂取状況:料理名、食品名、使用量、廃棄量、世帯員毎の案分比率

【調査票名】 3 - 生活習慣調査票

【調査対象】 (地域)山梨県全域 (単位) (属性)世帯及び1歳以上の世帯員 (抽出枠)平成25年国民生活基礎調査において設定された調査地区から層化無作為抽出した16地区及び平成26年国民健康・栄養調査地区2地区内の世帯及び当該世帯の1歳以上の世帯員とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)450世帯(1170) (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)10月20日～12月5日の1日を任意に定めて行う(日曜日及び祝日は除く)。 (系統)山梨県福祉保健部健康増進課 - 保健所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)10月20日～12月5日 提出期限:平成26年12月24日(水)

【調査事項】 食生活、運動、睡眠、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般

【調査票名】 4 - 子どもの食生活状況調査票

【調査対象】 (地域)山梨県全域 (単位) (属性)3歳以上18歳以下の子ども (抽出枠)子どもの食生活状況調査については、調査実施市町村内の保育所、小中学校及び高等学校から無作為抽出した施設の3歳以上18歳以下を対象とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,000/123,166 3歳以上18歳以下(H26.4.1現在) (配布)その他(職員) (収集)その他(職員) (記入)併用 (把握時)調査年11月中 (系統)山梨県福祉保健部健康増進課 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)調査年11月中 提出期限:平成26年12月24日(水)・平成26年12月10日(水)高等学校

【調査事項】 子どもの食事の摂取状況、食事に対する意識、生活習慣、食事環境等全般

【調査名】 中小企業景況調査（平成26年届出 2回目）

【受理年月日】 平成26年10月22日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 本調査は、県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効果的な推進を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間である。

【調査票名】 1 - 中小企業景況調査票

【調査対象】（地域）愛知県内全域（単位）事業所及び企業（属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（抽出枠）事業所母集団データベースの平成25年次フレームを用いて、以下の基準に該当する愛知県に本社を置く企業から無作為抽出、1 - 製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、2 - 卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、3 - 小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、4 - サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,000/82,000（配布）郵送・その他（FAX）（取集）郵送・その他（FAX）（記入）自計（把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期（系統）愛知県一報告者

【周期・期日】（周期）毎年四半期（実施期日）毎年4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1 - 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、2 - 四半期ごとに変更する事項 大学等新卒者の採用動向（毎年1～3月期）、クラウドファンディング（平成26年10～12月期）

【調査名】 都内外資系企業基礎調査（平成26年届出 2回目）

【受理年月日】 平成26年10月28日

【実施機関】 東京都政策企画局調整部渉外課

【目的】 本調査は、都内に事業所を持つ外資系企業の動向や日本もしくは東京へ進出する際のニーズ、阻害要因等を詳細に把握し、外資系企業誘致施策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 都内外資系企業基礎調査 調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間である。

【調査票名】 1 - 都内外資系企業基礎調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）企業 （属性）外資比率20%以上で都内に事業所を持つ外資系企業 （抽出枠）民間事業者が所有する企業のリスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）4,000 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年3月31日現在 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年11月中旬～12月中旬

【調査事項】 1.回答者の属性（企業概要）、2.操業状況・事業展開、3.雇用状況、4.業務統括拠点・研究開発拠点の有無